

答申第134号
平成30年1月31日

佐賀市長 秀島敏行様

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明

佐賀市個人情報保護条例第31条の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年10月6日付け佐市協推第1-82号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「平成29年8月4日付佐市協推第132号で公開された公文書のうち、起案文（H29本庄まちおもい塾講師依頼について）の起案内容」についての部分開示決定に対する審査請求事案

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が平成29年8月9日付けで個人情報開示請求を行った「平成29年8月4日付佐市協推第132号で公開された公文書のうち、起案文（H29本庄まちおもい塾講師依頼について）の起案内容」に対し、佐賀市長（以下「実施機関」という。）が平成29年8月18日付け佐市協推第146号で行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年8月9日に佐賀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条の規定により、実施機関に対し、以下の内容の公文書に関する個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

『平成29年8月4日付佐市協推第132号で公開された公文書のうち、起案文（H29本庄まちおもい塾講師依頼について）の起案内容』

なお、本件開示請求にかかる個人情報開示請求書は、平成29年8月9日に佐賀市総務部総務法制課情報公開・統計係（以下「情報公開・統計係」という。）へ提出され、同日、実施機関に送付された。

(2) 本件開示請求に対し、実施機関が特定した公文書は次のとおりである。（以下「本件公文書」という。）

・ 第1回「本庄まちおもい塾」講師依頼について の起案文

(3) 実施機関は、本件開示請求に対し、平成29年8月18日付けで次のとおり理由を付して本件処分を行い、平成29年8月21日に審査請求人に対して部分開示を行った。

『佐賀市個人情報保護条例第14条第2号の規定に該当』

(理由)

上記公文書中には請求者以外の個人情報（氏名、経歴）が記載されており、開示することによって当該個人の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

(4) 審査請求人は、平成29年8月22日に、本件処分を不服として、行政不服審査法の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

情報公開・統計係は、審査請求書を受け付け、記載事項を確認した後に、平成29

年8月23日付で実施機関へ送付した。

3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、意見書及び意見陳述で主張している内容は次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分の取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

佐賀市長は、平成29年8月4日付佐市協推第132号で公開された公文書のうち起案文（H29本庄まちおもい塾講師依頼について）の起案内容に対して、佐賀市個人情報保護条例第14条第2号の規定に該当として、個人情報の一部を不開示にした。開示することによって当該個人の正当な権利利益を害するおそれがあるとは言えない。また、公組織に属す委員は、公職の立場であり、その発言については当然のこととして知る権利を有する。

また、審査請求人は意見陳述において、次のとおり主張している。

不開示にした氏名が個人であるならば、一個人の意見が講師選任に影響したことになり、不公正である。

4 実施機関の主張

実施機関が、審査会における意見聴取で主張している内容は、概ね次のとおりである。

非開示とした箇所は、いずれも、開示請求をした者以外の個人に関する情報が含まれており、開示することにより、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときに該当すると判断している。また、本庄まちづくり協議会は、住民で組織し町づくりについての取り組みを行うための任意の団体であり、請求人が主張するような公的機関ではないため、その委員は公職の立場にある者とはいえない。

5 審査会の判断

(1) 審査の対象とする情報及び争点について

本件審査請求は、実施機関が非開示決定を行った情報である、本庄まちおもい塾の

講師依頼に関する起案文中の氏名、経歴を開示するよう求めたものである。

これに対し、実施機関は、当該情報については、条例第14条第2号該当を理由に非開示情報であると主張している。

本審査会で非開示情報の内容確認を行ったところ、実施機関が部分開示を行った文書には、審査請求人本人の個人情報は含まれていないことを確認したが、実施機関が条例第14条第2号該当を理由に非開示決定を行ったため、その該当性について以下検討する。

(2) 条例第14条第2号該当性について

① 本庄まちづくり協議会の委員が、公職に当たるかどうかについて

実施機関が説明するとおり、まちづくり協議会は、住民が任意で組織した団体であると認められるため、審査請求人の主張する公組織に属する委員には当たらない。

② 開示することにより、当該個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるかどうかについて

実施機関が部分開示を行った文書には、審査請求人本人の個人情報ではなく、第三者の個人情報が記載されており、私人である第三者の氏名を開示すること自体、その者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとして非開示とした、実施機関の判断は容認できる。

以上のことから、実施機関が部分開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人が意見陳述で主張する「不開示にした氏名が個人であるならば、一個人の意見が講師選任に影響したことになり、不公正である。」ということについては、講師選任の方法に対するものであるため、これについては、当審査会の審査対象とはしない。

6 審査会の審査請求処理経過

平成29年10月6日（金） 諒問書の受理

平成29年10月13日（金） 実施機関からの意見聴取、第1回審議

平成29年11月22日（水） 審査請求人からの意見聴取、第2回審議

平成29年12月14日（木） 実施機関からの意見聴取、第3回審議

平成30年1月11日（木） 第4回審議

平成30年1月24日（水） 第5回審議

平成30年1月31日（水） 答申